

業務委託基本契約書

甲	【住所】 Second Floor, Capital City, Independence Aven P.O. Box 1008 , Victoria ,Mah*,Seychelles 【氏名】 GEMTRADE Co.,Ltd 代表取締役 CEO Keith Fitzwilliam
乙	登録頂いたEAプロバイダーの情報とする

甲と乙は、以下のとおり業務委託基本契約を締結し、本契約の締結を証するものとする。

①契約締結日	EA プロバイダーがゲムトレードに登録し、必要提出書類をご提出し、EAプロバイダーとして承認された日。
②委託業務	投資ソフトウェア MetaTrader 自動売買プログラミングの提供、並びにそれに付随する業務。
③契約期間	契約締結日より1年間

第1条(委託業務)

甲は、業務(以下「委託業務」といいます。)を乙に委託し、乙はこれを受託します。

第2条(基本契約と個別契約)

- 本契約は、委託業務に関する甲と乙間のすべての契約(以下「個別契約」といいます。)に適用されるものとします。
- 委託業務の個々の内容、仕様、業務委託料および作業場所等の事項(以下「発注条件」といいます。)は、本契約に定めるものを除き、個別契約にて定めるものとします。
- 個別契約とは、発注条件を記載した発注書等の書面または電子メール送信による甲からの申し込みに対して、乙が発注請書等の書面を甲に提出したとき、または電子メール等の方法により甲に対し受諾の意思を表示したときに成立するものとします。
- 甲は、甲が必要と認めた場合、乙に対して書面にて個別契約の解約または変更を要求することができるものとします。当該解約または変更によって乙に生じた損害または諸費用の増減等については、甲および乙で協議の上、処理するものとします。
- 本契約が終了したときに、本契約に基づき締結された個別契約が存在する場合には、甲の別段の意思表示がない限り、当該個別契約はその効力を有するものとし、当該個別契約に定めのない事項は、本契約に準ずるものとします。

第3条(業務委託料)

- 委託業務の対価(以下「業務委託料」といいます。)は、ゲムトレードのサイト内で定めたものとします。
- 委託業務の内容に変更があった場合、または経済情勢の変動その他により本契約締結時の諸条件等が著しく変化した場合には、甲および乙で協議の上、業務委託料を変更することができるものとします。
- 甲から乙への支払は、月末締め翌月末日に乙指定口座へ支払いに伴う手数料を差し引いた金額を支払うものとします。ただし、甲は、業務委託料のうち消費税が課せられるものについては、乙の請求に基づき消費税相当額を業務委託料とあわせて乙に支払うものとします。

第4条(成果物の権利帰属)

委託業務を通じて生じた成果物(最終成果物のみならず、中間で作成されたものも含みます。)の著作権等の知的財産権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます。)は、すべて乙に帰属するものとします。乙の事前の承諾なしに甲は第三者に提供することはできません。

第5条(再委託)

乙が委託業務の一部または全部を第三者に再委託する場合、再委託の内容を予め明らかにして、甲の事前の承諾を得るものとします。この場合、乙は本契約上の乙と同等の義務を再委託先である第三者に負わせるものとします。ただし、乙の本契約上の義務は、再委託によって何ら軽減されるものではありません。

第6条(費用負担)

委託業務に必要な費用は原則として乙の負担とします。ただし、甲の負担とすることを事前に甲が承諾した費用については、甲の負担とします。

第7条(貸与物品)

乙が委託業務遂行に際して甲より資料・物品等の貸与を受けた場合、乙は、その資料・物品等を善良なる管理者の注意をもって使用および管理し、委託業務遂行以外の目的で使用してはなりません。また、乙は、本契約終了後はもちろん本契約期間中においても不要となったときは、遅滞なく貸与された資料・物品等を甲に返却します。

第8条(名称およびロゴの使用)

乙は、甲の事前の承諾なしに、自己の名刺等に甲の名称やロゴを使用できません。なお、甲の事前の承諾を得た場合でも、乙は委託業務の遂行時以外には当該名刺等を使用せず、委託業務が終了したとき、および甲が要請したときには、速やかに当該名刺等をすべて廃棄します。

第9条(機密情報)

1. 本契約において機密情報とは、乙が委託業務を遂行するにあたり、または本契約もしくは個別契約に関して入手または知り得る一切の文書、図面、アイデア、ノウハウ、プログラムソースおよび情報(データを含みます)であって、以下のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 機密である旨を「機密」「秘」または「Confidential」その他の表記によって明示の上、書面により開示されたもの
 - ② 開示の時点において機密であることを明言の上開示され、かつ、開示の日から30日以内に書面化して乙に通知されたもの
 - ③ 書面・口頭以外の方法で開示され、開示の際に適宜「機密」である旨の意思表示がされたもの
 - ④ 第10条に定める個人情報
 - ⑤ 委託業務の遂行のために甲から付与されたIDおよびこれに対応するパスワード
2. 下記に該当することを乙が立証できる情報は、機密情報には含まないものとします。
 - ① 乙が甲からの開示前から守秘義務なく既に知っていた情報
 - ② 当該情報を知り得た時点で既に公知であった事実または乙の責に帰すべき事由によらず公知となった情報、その他一般に利用可能な情報
 - ③ 乙が守秘義務を負うことなしに、第三者から正当に入手した情報
 - ④ 乙が甲からの情報開示にかかわらず、独自に開発した情報
 - ⑤ 甲が、機密情報としての扱いから除外することに書面にて同意した情報

第10条(個人情報)

1. 本契約において個人情報とは、乙が委託業務を遂行するにあたり、または本契約もしくは個別契約に関して入手または知り得る個人の属性に関する情報であって、個人を識別するに足るものをいいます。
2. 個人情報には、以下の情報を含むものとします。
 - ① 単独では個人を識別できないが、他の情報と組み合わせるならば個人を識別しうる情報(例:会員番号、アクセスログなど)
 - ② 単独では個人を識別できないが、その漏洩が、本人に金銭的被害を及ぼしうる情報(例:クレジットカード番号、健康保険証番号)
 - ③ 単独では個人を識別できないが、それにより本人にアクセスしうる情報(住所、電話番号、電子メールアドレスなど)
3. 個人情報とは、コンピュータ処理にかかるとのみならず、非自動処理情報をも含み、いかなる方法・形態によって収集・保存・蓄積されるものかは問いません。

第11条(機密保持義務)

1. 乙は、機密情報を、委託業務を遂行するために知得する必要最小限の範囲の役員または従業員(以下これらを総称して「開示対象者」といいます。)にのみ開示できるものとし、甲の事前の書面による承諾なく、これ以外の第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
2. 乙は、甲の書面による承諾なく、委託業務遂行の目的以外で以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。万一行った場合は、直ちに甲に連絡し指示を受けるものとします。
 - ① 機密情報の複写、紙媒体への出力、フロッピーディスク等への格納または機密情報を利用した記録・資料等の作成を行うこと。
 - ② 機密情報を破壊または改竄すること。
 - ③ 機密情報を利用して、第三者に対して自己のために営利活動を行うこと。
3. 乙は、機密情報への不当なアクセス、あるいは機密情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、乙として最善の安全対策を講じるものとします。
4. 乙は、当該機密情報にかかる個別契約の終了時または甲から返還の要求があったときは、いつでも直ちに機密情報を含む物件および資料(その複製物を含みます)を甲に返却するか、または甲の指示する方法で破壊するものとします。
5. 乙が国その他の公権力により適法に機密情報の開示を命令された場合、当該公権力に対する機密情報の開示は、機密保持義務の対象外とします。ただし、当該命令を受けた場合、乙は当該命令を受けた事実を速やかに甲に通知するとともに、可能な限り機密情報の機密性の保持に努めます。
6. 甲が乙に対し、漏洩すれば重大な影響を及ぼしうる機密情報を取り扱う業務を委託していることに鑑み、基本契約または個別契約の履行状況の確認を目的として、甲は乙またはその再委託先の事業所に立ち入り、情報システムに関する監査を実施することができます。ただし、乙または再委託先に事前通知の上、これらの営業時間内に実施します。また、甲は、秘密保持契約を締結した監査法人または公認会計士に監査を委託することができるものとします。

第12条(開示対象者・管理責任者の特定)

1. 乙は、甲が求めた場合には、開示対象者および機密情報の管理責任者（以下「管理責任者」といいます。）を定め、その所属部署、役職および氏名を、甲に書面にて通知しなければならないものとします。変更があった場合にも、同様とします。
2. 管理責任者は、開示対象者が機密情報の機密の保持に努めるよう監督する責任を負うものとします。
3. 乙は、甲が求めた場合には、甲に対し、管理責任者または開示対象者全員が署名捺印した甲所定の誓約書を提出するものとします。

第13条(権利義務の譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約および個別契約により生じた権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第14条(成果物の納入)

委託業務の遂行に際して、乙から甲へ納入すべき成果物がある場合、乙は、個別契約に定める条件に従い、納入を行うものとします。ただし、次の各号の一に該当する場合には、乙は甲に対し、成果物の納入期限の変更を求めることができるものとします。

- ① 甲が乙に交付すべき資料、情報等の提供に遅延等が発生したために委託業務の進捗に支障が生じたとき。
- ② 委託業務の内容に変更があったとき。
- ③ 天災、その他不可抗力により納入期限までに成果物を納入することが困難になったとき。

第15条(成果物に関する免責事項について)

- 1.乙が甲に提供する成果物である、MetaTrader 自動売買プログラムは利用者自身の判断で使用される投資戦略プログラムです。原因の如何を問わず、成果物を利用して生ずる、現実生じた損害や、全ての取引結果の責任は、利用者自身に帰属します。
2. 乙が甲に提供する成果物である、MetaTrader 自動売買プログラムを利用する為のマニュアルは、利用者に分かりやすく、正確に記載する義務があり、定期的に記載内容に誤りがないかをチェックし、利用マニュアルを最新のものに差し替える必要があるものとします。市場とは関係なく、根本的な部分で、その記載内容に明らかな誤りがあった場合や、乙が甲に提供する成果物である、MetaTrader 自動売買プログラム自体に明らかな問題があった場合で、利用者様に損害を与えた場合、乙の責任とし、損害に対する補てんが必要とする場合がある。
- 3.本成果物を利用した自動売買の運転には停電、コンピュータの誤作動、予測不能な自然災害などの潜在的リスクがあります。
- 4.乙を除く全ての利用者は本成果物の変更、結合、修整、適合、翻訳、変換、逆コンパイル、リバースエンジニア、逆アSEMBル、またはその他の方法で人間が認識できる形態に変換することを禁じます。

甲は上記 1、2、3、4について乙が製作した成果物を配布する前に利用者に対して十分な説明をする義務があるものとします。

第16条(検査および引渡し)

1. 甲は乙が成果物を納入した後、速やかに成果物の検査を行うものとし、甲が不合格と判定した場合には、遅滞なく乙に通知し、乙はその後の措置について甲の指示に従うものとします。
2. 上記の検査の結果、合格となった時点において、成果物の納入につき、引渡しが完了するものとします。
3. 成果物の所有権は、成果物の完成と同時に甲に移転するものとします。
4. 甲は、甲が必要と認めた場合には、乙が成果物を納入する前に乙の事業所および工場等において、成果物の中間検査を行うことができるものとします。ただし、乙に事前通知の上、これらの営業時間内に実施します。

第17条(報告義務)

1. 乙は、甲に対し、委託業務の遂行に関して甲が要求する事項についての報告を行います。
2. 乙は、委託業務の遂行に際し、次の各号の一つに該当する事項が発生した場合には、甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならないものとします。
 - ① 汚損、破損、盗難、紛失、火災、風水害等による事故が発生した場合。
 - ② 原因の如何を問わず納期までに委託業務を遂行することができないことが判明した場合。
 - ③ 第21条(権利の保証)に定めたる事項。
 - ④ 第23条(解除)の第1項に定めたる事項。
3. 乙は、次の事項を行おうとするときは、速やかに甲に通知するものとします。
 - ① 住所もしくは本店その他の営業所の所在地、氏名、名称もしくは商号、代表者または代表者の届出印の変更。
 - ② 合併、増資、減資、解散、営業の全部または一部の譲渡または貸与その他乙の資産もしくは事業の状態で著しい変動をきたすおそれのある一切の行為。

第18条(損害賠償義務)

甲および乙は、本契約を履行するにあたり相手方または第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する義務を負います。なお、乙が第11条(機密保持義務)の義務に違反することにより利益を得た場合には、当該利益を甲の損害とみなすものとします。

第19条(権利の保証)

委託業務の遂行に際して乙から甲への納入物がある場合、乙は、納入物(完成納入物ばかりでなく中間で納入された一切のものを含みます。)が第三者の工業所有権または著作権等の権利を侵害していないことを保証します。なお、甲がその納入物の利用にあたって、第三者より権利侵害等の主張を受け紛争に巻き込まれた場合、乙は、自己の費用と責任において当該紛争を解決し、甲に一切の損害を及ぼしません。

第20条(契約期間)

本契約の有効期間は、上記で定めたとおりとします。ただし、契約期間満了の1ヶ月前までに甲および乙いづれからも変更または解除の申出のない場合、さらに1年間同一条件で延長されるものとし、以降も同様とします。

第21条(解除)

1. 甲および乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本契約および個別契約を解除でき、自己に生じた損害について、相手方に損害賠償請求ができます。
 - ① 本契約に違反したとき
 - ② 正当な理由なく委託業務を行わない、もしくは、委託業務を完了する見込みがないとき
 - ③ 相手方の信用を傷付けたとき、または相手方に不利益をもたらしたとき
 - ④ 監督官庁より営業の取消または停止等の処分を受けたとき
 - ⑤ 支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき
 - ⑥ 公租公課を滞納したとき
 - ⑦ 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力の処分を受けたとき
 - ⑧ 破産、民事再生、会社整理、会社更生の申立がなされたとき
 - ⑨ 解散もしくは本契約に関連する営業の全部または一部を第三者に譲渡したとき
 - ⑩ 信用に不安が生じたとき
2. 本契約が本条前項の規定に基づき解除された場合には、前項の解除事由に該当した本契約当事者は期限の利益を失い、相手方に対して有する債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

第22条(契約終了時の措置)

乙は、本契約が終了した場合(終了理由の如何を問いません。)、必要に応じて甲または甲の指示する者に対して、委託業務の事務の引継ぎを行います。

第23条(業務委託契約についての確認)

甲および乙は、お互いがあらゆる面において独立した当事者であること、および本契約が将来における継続的な業務委託契約の締結を約束するものでないことを、相互に確認します。なお、乙が個人の場合、甲および乙は、本契約により甲と乙の間に雇用関係が生じるものではないことを相互に確認します。

第24条(遵守義務)

乙は、下記の事項を遵守するものとします。

- ① 関連諸法規・商慣習を遵守すること
- ② 社会通念・公序良俗を逸脱しないこと
- ③ 甲に対し心づけ・贈物をしないこと
- ④ 甲の事務所等での作業は甲の就業規則・管理体制・社内規程等に準じて行い、甲の指示に従うこと
- ⑤ 委託業務遂行上取り扱う甲の資料の全部もしくは一部を甲の許可無く複製しないこと

第25条(管轄裁判所)

本契約に関する紛争の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所とします。

第26条(協議解決)

本契約に定めのない事項が生じた場合、または本契約上の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙は、お互い誠意を持って協議し、その解決を図ります。

第27条(存続条項)

本契約終了後も、第4条(成果物の権利帰属)、第9条(機密情報)、第10条(個人情報)、第11条(機密保持義務等)、第13条(権利義務の譲渡禁止)、第19条(権利の保証)、第25条(管轄裁判所)および本条は有効に存続します。